

定例委員会会議録

委員長	本橋	正壽
委員	岩崎	典子
委員	小園江	博之
委員	三戸	英一

- 1 日時 令和3年12月1日(水) 午前10時00分
- 2 場所 選挙管理委員会室
- 3 出席者 委員4名、事務局長、係長3名、書記2名
- 4 議案 (1) 選挙人名簿の登録および抹消について
(2) 選挙管理委員会事務引継書について
(3) 公職選挙法等改正要望事項の意向調査について
- 5 その他 (1) 日程について
(2) その他

午前 10 時 00 分、本橋委員長開会を宣す。

【議案】

(1) 選挙人名簿の登録および抹消について

選挙係長より、公職選挙法第 22 条の規定により、令和 3 年 12 月 1 日現在において 4,223 人の定時登録を行うこと、公職選挙法第 28 条の規定により、死亡・国籍喪失・失踪者を 197 人、4 か月経過者を 2,040 人、在外移転者を 0 人、誤載者を 1 人、総計 2,238 人の抹消を行うと説明があり、可決された。

令和 3 年 12 月 1 日現在の選挙人名簿登録者数は 620,715 人となる。

(質疑・応答)

特になし。

(2) 選挙管理委員会事務引継書について

庶務係長より、前回の委員会で提示した事務引継書(案)について、各委員からの意見があるかについて確認された。修正などの意見がなかったため、選挙管理委員会事務引継書として決定された。

(質疑・応答)

特になし。

(3) 公職選挙法等改正要望事項の意向調査について

庶務係長より、国分寺市、豊島区、板橋区の 3 市区から 4 件の提案のあった公職選挙法等改正要望事項について、今後、特選連で検討を行っていくこと及び練馬区の回答(案)について説明があり、可決された。

(要望事項)

1. 郵便等投票の適用範囲の拡充について（国分寺市）

要望内容：こころの病などにより療養している選挙人についても、郵便等投票が認められるように改正を行う。

回答内容：市からの要望のため、東京都市選挙管理委員会連合会で検討される。

2. 投票記載所の氏名等の掲示の改正について（豊島区）

要望内容：公・告示後に立候補届の政党名に変更があった場合、党代表者から公認証書を失効した通知があった場合を除き、選挙公報と同様に修正は行わないように改正を行う。

回答内容：氏名等掲示を補正または差し替える規定は公選法に直接明文化されていない。豊島区の提出した要望では、どのように法改正すべきなのかという点が十分ではないため、今後研究する必要がある。そのため今回は要望しない。

3. 期日前投票の事由の追加について（板橋区）

要望内容：現状の事由のほかに、第7号事由として「期日前投票を行わせることが適当であると認められること。」を追加し、1号から6号に該当しないものの例外事由を設けるよう改正を行う。

回答内容：公選法の条文上に「選挙の当日に次に掲げる事由に該当すると見込まれる」場合に期日前投票ができると規定されている。現状の1号から6号に該当しない例外事由が多くあるとは考えにくく、改正することで選挙人の混乱を招く恐れもある。そのため要望しない。

4. 期日前投票立会人における法定人数の改正について（板橋区）

要望内容：当日投票立会人の数は「2人以上5人以下」とされている。期日前投
